

お知らせします

◆問い合わせ先 財政課 (☎ 82-1131)

実質公債費比率 **が大幅に改善しました**

これまで、公債費負担適正化計画(※4)に基づき、市民のみなさんのご理解、ご協力を得るなかで、市債借入の抑制等により比率の改善に取り組んできました。

その結果、平成19年度決算(平成20年度公表数値)で実質公債費比率を前年度から0.7ポイント減の23.8を記入していました。

しかしながら、このたび算定方法の変更があり、都市計画税(※5)の一部を公債費から特定財源として控除することになったため、最終的にはさらに**4.0ポイント減の19.8と数値が大幅に改善しました。**

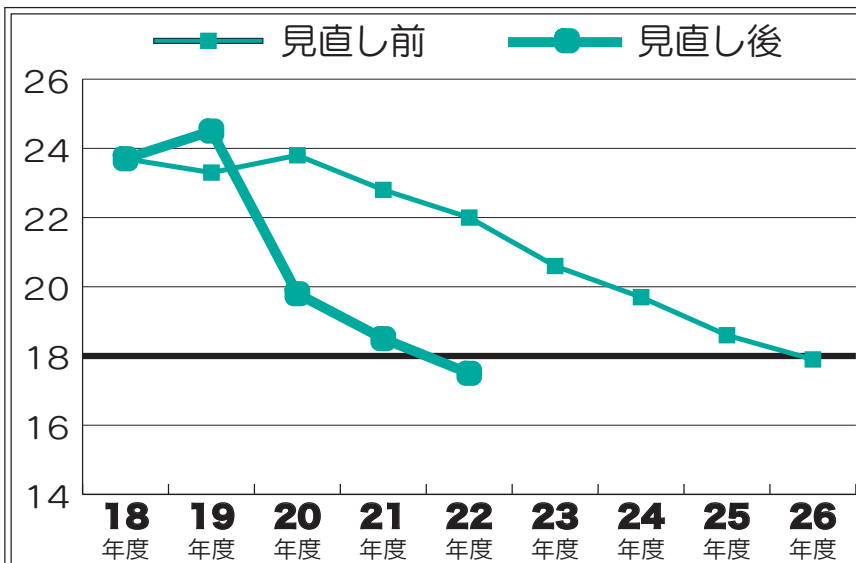
実質公債費比率の算定方法の変更に伴い、今後の実質公債費比率の推移も大幅に変動することになり、以下のとおり公債費負担適正化計画を見直しました。

◎計画期間の短縮



◎実質公債費比率(3か年平均)の推移

計画年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
見直し前	23.7	23.3	23.8	22.8	22.0	20.6	19.7	18.6	17.9
見直し後	23.7	24.5	19.8	18.5	17.5				



(見直し後の平成18～20年度数値は実績値、平成21・22年度が今回の見直しを反映した計画となります。)

【※4】公債費負担適正化計画

実質公債費比率の推移を示した計画のことをいいます。実質公債費比率が**18%以上**になった自治体は、公債費負担適正化計画を策定しなければ、市債発行に対する県の許可が得られません。したがって、市債の発行の抑制等を行い、実質公債費比率が18%未満になるまでが計画期間となります。実質公債費比率の算定方法の見直しによって、公債費負担適正化計画の計画期間が大幅に短縮されましたが、当初計画していなかった土地開発公社経営健全化対策債を活用し、土地開発公社の健全化に取り組む必要があるなど、依然として厳しい財政状況が続いています。今後とも実質公債費比率の推移を注視しつつ、必要不可欠な事業を厳選し、実施していきます。

【※5】都市計画税

都市計画税とは、街路、緑地、公園、下水道などの都市計画施設の整備や地区区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものをいいます。